

第1表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県と松伏町が共同で整備する産業団地に対する負担金	平成30年度から平成37年度まで	埼玉県と松伏町で締結する基本協定に定める松伏町の負担額（総事業費の3%相当額）